CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.４

**第27条１(j)職業体験について**

エリザベス・ハリントン

(JD仮訳)

**Article 27(1)(j) on work experience:**

Elizabeth Harrington

[OHCHR(人権高等弁務官事務所)　フェローシップ（特別研究員）・プログラム](https://www.ohchr.org/EN/AboutUs/Pages/Fellowship-Programmes.aspx)

OHCHRが提供する有給フェローシップには、障害者が含まれていないことを指摘したい。私たちは有給雇用の可能性が最も低いグループに属しているため、貴重な職業体験やインターンシップを行いながら自活できる可能性は低い。障害者向け有給インターンシップの実施を検討してほしい。

**障害者雇用に関する一般的な情報**

障害者に関わるすべての仕事は、障害者*によって*、ボランティアではなく、*有給で*行われるべきである。

政策立案に不可欠な意見を持つ障害者が無報酬のままなのに、なぜ障害のない人が有給で働くのか？私たちは、歯医者の夫に歯の治療をさせたり、外科医の友人に手術をさせたりはしない。しかし、私たちは、障害者を労働力や彼らに最も影響を与える意思決定プロセスから排除し、代わりに障害をもつ誰かを知っているかもしれない人物に置き換えてしまうことが常態化している。

障害者問題に取り組む人を採用しようとする場合、次のような質問をするのが有用であろう。あなたは障害がありますか？また、次のような質問もある。あなたは、障害のある人を知っていますか？この2つの質問によって、採用プロセスの最終段階で、どれだけの障害者が有給雇用に関わっているかがわかるだろう。（また、障害者を知っている人の中で、障害者がどう感じ、何を必要としているかを十分に理解していると感じている人がどれだけいるかが分かるだろう。）

誰も他人の靴で1マイル歩くことはできない。

エリザベス・ハリントン　科学学士　哲学修士（ケンブリッジ大学）　大学院（博士課程）研究員　elizaharr@yahoo.com (障害者)

（翻訳：佐藤久夫、高島恭子）